
第 2 章 令和 6 年の災害による被害総括

1 被害総括表(令和6年)

			台風10号による災害	計	
人的被害	死者	人	2	2	
	うち災害関連死者	人	0	0	
	行方不明者	人	0	0	
	負傷者	重傷	人	3	3
軽傷		人	19	19	
住家被害	全壊	棟	2	2	
		世帯	2	2	
		人	6	6	
	半壊	棟	0	0	
		世帯	0	0	
	一部破損	人	0	0	
		棟	18	18	
	床上浸水	世帯	16	16	
		人	32	32	
		棟	0	0	
		世帯	0	0	
		人	0	0	
棟		0	0		
床下浸水	世帯	0	0		
	人	0	0		
	棟	0	0		
非住家	公共建物	棟	0	0	
	その他	棟	1	1	
その他	田舎	流失・埋没	ha	0	0
		水	ha	1	1
		流失・埋没	ha	0	0
	水	ha	0	0	
	文教施設	箇所	3	3	
	病院	箇所	0	0	
	道路	箇所	11	11	
	橋りょう	箇所	1	1	
	河川	箇所	11	11	
	港湾	箇所	0	0	
	砂防	箇所	0	0	
	清掃施設	箇所	0	0	
	崖くずれ	箇所	0	0	
	鉄道不通	箇所	0	0	
	被害船舶	隻	0	0	
	水道	戸	0	0	
	電話	回線	0	0	
電気	戸	2,560	2,560		
ガス	戸	0	0		
ブロック塀等	箇所	31	31		
火災	発生	建物	件	0	0
		危険物	件	0	0
		その他	件	0	0
り災世帯数	世帯	2	2		
り災者数	人	6	6		
公立文教施設	千円	4,329	4,329		
農林水産業施設	千円	352,929	352,929		
公共土木施設	千円	966,264	966,264		
その他の公共施設	千円	5,395	5,395		
小計	千円	1,328,917	1,328,917		
その他	公共施設被害市町村数	団体	3	3	
	農産被害	千円	69,620	69,620	
	畜産被害	千円	2,776	2,776	
	林地被害	千円			
	商工被害	千円	3,550	3,550	
その他	千円	4,400	4,400		
被害総額	千円	1,409,263	1,409,263		
都道府県設置		R6.8.29			
災害対策本部解散		R6.8.31			
災害対策本部設置市町村		12	12		
災害救助法適用市町村		36	36		
消防職員出動延人数		402	402		
消防団員出動延人数		1,385	1,385		

2 県災害対策本部等の設置実績

(1) 設置回数

- 災害対策本部 1回
- 災害警戒本部 8回
- 災害警戒準備室 30回

(2) 災害警戒本部・災害対策本部設置等に係る経緯

■6月27日からの大雨による災害(6月27日～29日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
6/27	10:46	福岡県災害警戒準備室を設置
6/27	17:10	福岡県災害警戒本部を設置 ※線状降水帯発生予測情報に基づく局長判断のため本部のみ設置
6/28	10:49	福岡県災害警戒本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
6/29	4:35	福岡県災害警戒準備室を廃止

■6月30日からの大雨による災害(6月30日～7月2日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
6/30	11:54	福岡県災害警戒準備室を設置
7/1	5:09	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置 (北九州)
7/1	5:23	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (福岡 北九州は継続)
7/1	6:45	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (筑豊、両筑 福岡、北九州は継続)
7/1	9:38	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (筑後 福岡、北九州、筑豊、両筑は継続)
7/1	11:23	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (京築 福岡、北九州、筑豊、両筑、筑後は継続)
7/1	17:35	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (京築 福岡、北九州、筑豊、両筑、筑後は継続)
7/2	13:54	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (両筑、筑後 福岡、北九州、筑豊は継続)
7/2	16:33	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
7/2	21:20	福岡県災害警戒準備室を廃止

■7月10日からの大雨による災害(7月10日～11日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
7/10	19:15	福岡県災害警戒準備室を設置
7/11	1:04	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置 (北九州)
7/11	9:30	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
7/11	14:21	福岡県災害警戒準備室を廃止

■7月13日からの大雨による災害(7月13日～7月16日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
7/13	16:01	福岡県災害警戒本部を設置 ※線状降水帯発生予測情報に基づく局長判断のため本部のみ設置
7/14	8:14	福岡県災害警戒地方本部を設置 (福岡、北九州、京築、筑豊、両筑)
7/14	12:56	福岡県災害警戒地方本部を廃止 (福岡、北九州、京築、筑豊、両筑)
7/15	5:34	福岡県災害警戒地方本部を設置 (福岡)
7/15	6:33	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (両筑を追加 福岡は継続)
7/15	10:50	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (両筑を廃止 福岡は継続)
7/15	15:15	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
7/16	21:25	福岡県災害警戒準備室を廃止

■8月14日からの大雨による災害(8月14日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
8/14	17:08	福岡県災害警戒準備室を設置
8/14	19:27	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置 (筑後)
8/14	20:51	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
8/14	21:57	福岡県災害警戒準備室を廃止

■台風10号による災害(8月28日～9月1日)

(災害対策本部1回設置、災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
8/28	11:18	福岡県災害警戒本部を設置 ※台風情報に基づく局長判断のため本部のみ設置
8/28	17:00	福岡県災害警戒地方本部を設置 (福岡、北九州、京築、筑豊、両筑、筑後)
8/29	13:00	福岡県災害対策本部及び福岡県災害対策地方本部を設置 (福岡、北九州、京築、筑豊、両筑、筑後)
8/31	4:27	福岡県災害対策本部及び福岡県災害対策地方本部を廃止 (福岡、北九州、京築、筑豊、両筑、筑後) 福岡県災害警戒本部を設置
9/1	16:00	福岡県災害警戒本部を廃止

■9月21日からの大雨による災害(9月21日～22日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
9/21	14:53	福岡県災害警戒準備室設置
9/22	1:43	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部設置 (福岡)
9/22	2:58	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (両筑、筑後 福岡は継続)
9/22	4:10	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (京築 福岡、両筑、筑後は継続)
9/22	4:57	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (福岡 京築、両筑、筑後は継続)
9/22	6:36	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 (京築、両筑、筑後) 福岡県災害警戒準備室を設置
9/22	17:30	福岡県災害警戒準備室を廃止

■11月1日からの大雨による災害(11月1日～2日)

(災害警戒本部1回設置)

月日	時刻	対応体制
11/1	16:20	福岡県災害警戒準備室設置
11/1	22:43	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部設置 (福岡、北九州)
11/1	23:25	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (筑豊 福岡、北九州は継続)
11/2	1:56	福岡県災害警戒地方本部を追加設置 (京築、両筑 福岡、北九州、筑豊は継続)
11/2	13:18	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (京築、両筑 福岡、北九州、筑豊は継続)
11/2	16:05	福岡県災害警戒地方本部を一部廃止 (北九州、筑豊 福岡は継続)
11/2	20:44	福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を廃止 福岡県災害警戒準備室を設置
11/2	22:32	福岡県災害警戒準備室を廃止

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

(1) 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

ア 激甚災害指定

- ・令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害（政令第二百七十七号）
- ・令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（政令第三百二十八号）
- ・令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害（政令第三百二十九号）

イ 局地激甚災害指定（県内）

指定なし

- ※ ア、イとも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（いわゆる局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 災害救助法の適用

「令和6年台風10号」

久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町（36市町）